

## 阿賀野市上下水道局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、水道料金等の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月17日

阿賀野市水道事業

阿賀野市長 加藤博幸

- 1 委託業務名  
水道料金等収納代行業務委託
- 2 指定公金事務取扱者として指定した日  
令和8年3月25日
- 3 収納事務を委託した日  
令和8年4月1日
- 4 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 委託する業務内容  
使用者が持参した水道料金・下水道使用料納入通知書等の指示に従い収納し、当該収納金を阿賀野市水道事業会計に払い込むもの。
- 6 委託を受ける者  
新潟県新発田市月岡温泉285番1号  
加賀田商店  
代表 加賀田 文則